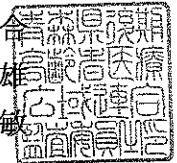


青森県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

平成22年2月15日付け青後広監第1号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第12項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別添のとおり公表する。

平成22年3月26日

青森県後期高齢者医療広域連合
監査委員 柿崎 俊雄
監査委員 平山 誠敏



措置の通知書

青後広監第1号関係分

指摘事項	措置状況
<p>【業務課】</p> <p>□ 高額療養費の過払いに係る支給調整が行われていないものがあった。</p>	<p>1 平成20年度発生の高額療養費の過払い（409人 422件 2,783,058円）については、その後に支給される高額療養費と相殺して調整することとしていたところであるが、同月内の相殺調整により過払いが解消された方（5人 5件 35,452円）を除く方（404人 417件 2,747,606円）については、事務処理上必須である全国統一の広域連合電算処理システム（標準システム）において月跨りの相殺処理機能の不具合が解消されていないことから、結果として、平成21年度中は高額療養費の過払いに係る相殺調整が行われなかった。</p> <p>2 過払いの調整対象者及び関係者に次のとおり対応した。</p> <p>(1) 平成22年2月17日 平成22年第1回定例会前の議員説明会において報告した。</p> <p>(2) 平成22年2月26日 対象者全員（404人 417件 2,747,606円）に対して、現状の報告を含む、処理の遅れを詫げる書面を送付した。</p> <p>(3) 平成22年3月11日 平成20年7月27日から平成22年2月25日までの間に死亡した方、県外に転出した方及び生活保護開始により資格を喪失した方に対しては、相続人等に対し書面（返納の依頼文書）と納入通知書を送付した。</p> <p>(死亡者) 57人 61件 544,373円 (県外転出者) 5人 5件 94,821円</p>

(生活保護開始者)

4人 4件 4,160円

(4) 上記(3)以外の方(338人 347件
2,104,252円)に対しては、節目節目に状況報告を行うこととしているが、相殺調整処理については、現時点においては標準システムの改修を待つて行うこととしている。

なお、標準システムについては、現時点において時期は明示されていないものの、国により改修が行われる旨、確認が取れている。